平成２３年（フ）第１６２号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目29番９号
破産者　株式会社ベストサンテ研究社
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８７号
京都市伏見区深草柴田屋敷町20番地
破産者　富士工業株式会社
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
神戸市中央区北野町３―４―26　アプローズ北野坂、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区磯上通５丁目１番20号
破産者　株式会社コウベアルファルファ
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９０号
神戸市中央区加納町４丁目８番15号
破産者　株式会社Ｐｅａｃｅ　Ｉｄｅａｌ　Ｔｅａｍ
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６号
山口県萩市大字東田町19番地の４
破産者　有限会社ビアシティ
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第１３９号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2220番地の３
破産者　有限会社鞍手鉄工
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第３１９号
北海道江別市大麻桜木町31番地の２
破産者　エムロック株式会社
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７号
青森市橋本２丁目７番１号
破産者　株式会社尚膳
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６６７号
岐阜市柳沢町19番地２　小川アパート202号室
破産者　田村　　茂
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７５９号
岐阜市則武803番地１
破産者　株式会社スガハラホーム
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７６０号
岐阜県海津市南濃町境1336―13、住民票上の住所岐阜市菅原町３丁目13番地
破産者　山崎　義正
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７９９号
岐阜県郡上市白鳥町為真732番地１
破産者　カクチョーこと　荒井　利幸
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１７０号
岐阜県各務原市那加日吉町１丁目13番地
破産者　山田　　守
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４９５号
静岡県磐田市上野部1462番地の４の１
破産者　有限会社野部鈴木建設
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
岡山県倉敷市笹沖515番地１
破産者　有限会社サンエスコーポレーション
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６１２２号
大阪府枚方市翠香園町32番13―112号
破産者　日江井康徳
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３１号
青森市桂木４丁目３番地16　ネオハイツ奥野217号、開始決定時の住所青森市橋本３丁目13番５―802号
破産者　和田耕十郎
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
名古屋市天白区土原１丁目325番地の２　サンヒルズ松和花壇102号、開始決定時の住所名古屋市天白区植田山５丁目524番地
破産者　石黒　知史
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４１６号
京都府長岡京市開田４丁目30番10号　明比荘205号室
破産者　和田　裕義
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３６号
千葉県印西市木刈４―16―12、開始決定時の住所神戸市須磨区東白川台２丁目５番地の１
破産者　望月　　彰
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部